

- 日 時 7月1日(金) 午前の部：8時45分～11時 午後の部：12時45分～14時
- 場 所 保健福祉総合センターあいくる
- 内容・対象
 - 子宮頸がん～子宮頸部細胞診：20歳以上で昨年度未受診の女性
※希望の方は、婦人科超音波検査も同時に受けられます。
 - 乳がん～乳房マンモグラフィ：40歳以上で昨年度未受診の女性
今年度、がん検診の対象となる75歳までの方には、「南幌町がん検診受診券」を5月に交付していますので、ぜひ受診してください。
- 料 金
 - 子宮頸がん 1,000円
 - 婦人科超音波検査 1,030円
 - 乳がん 1,000円
 - ※子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券の交付を受けた方と南幌町がん検診受診券に無料の記載がある方は、検診を無料で利用できます。
- 定 員
 - 子宮頸がん：午前の部100名 午後の部100名
 - 婦人科超音波検査：100名
 - 乳がん：午前の部50名 午後の部40名
- 申込み

6月1日(水)～14日(火)まで、保健福祉課健康子育てGまで電話（☎378～5888）か窓口にて申込みください。

※定員になり次第締め切ります。また、受診に際し健診結果等の情報を管理しますのでご了承願います。

- 高齢者向け給付金の申請受付が始まっています。関係書類が届き、まだ申請に来られていない方は、あいくるまでお越しください。
- 支給対象者 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方
 - 支 給 額 1人につき 30,000円（支給は1回）
 - 申 請 方 法
 - ・高齢者向け給付金を受け取るためには、平成27年1月1日時点で住民票がある市町村へ申請が必要です。
 - ・申請書は、4月中旬に対象となる可能性がある方に発送していますが、申請書が届いた方でも、給付金の対象とならない場合があります。
 - ・申請書は、住民票上の住所に郵送します。引っ越し等で申請書が届かなかったり申請書を紛失した場合は、お問い合わせください。
 - 申 請 期 間 7月15日(金)まで ※土・日曜日、祝日を除く
 - ご持参いただくもの
 - ・申請書 ・印鑑
 - ・対象と思われる世帯全員の本人確認書類の写し（保険証・免許証等）
※代理で申請される方は、代理人の本人確認書類の写し
 - ・通帳の写し
（金融機関及び支店名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかるもの）
 - 給付を装った詐欺にご注意ください！
南幌町がATM（現金自動預払機）の操作をお願いしたり、給付金を支給するために手数料を求めることは絶対にありません。
また、ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
 - お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG（☎378～5888）

申請じゃ！

確認じゃ！



国民健康保険は、病気やケガをした時に安心してお医者さんにかかるよう、保険税と国などからの補助金を財源として運営しています。

安定した国民健康保険運営のために必要な保険税の税率を下表のとおり決定しました。今年度については、基金を活用し、昨年度と同様の保険税率に据え置いています。

区分	医療分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分	計
所得割	8.0%	2.0%	1.25%	11.25%
資産割	50%	15%	6%	71%
均等割	27,000円	5,000円	8,000円	40,000円
平等割	36,000円	7,000円	7,000円	50,000円
限度額	540,000円	190,000円	160,000円	890,000円

※限度額の変更については、国の制度改正に伴うものです。

(平成27年度限度額：医療分520,000円・後期高齢者支援金分170,000円・介護納付金分160,000円)

■正しい所得を申告しましょう

保険税の所得割額は、前年の所得をもとに決まります。申告しないでいると、保険税の軽減が受けられなかったり、高額療養費の自己負担額などが高くなる場合があります。

福祉ハイヤー初乗り料金助成の申請を4月1日より随時受付けています。対象となる方はあいくる窓口までお越しください。

なお、現在お持ちのハイヤー利用券は4月以降利用できませんので申請時に返還をお願いします。ハイヤー利用券の枚数は24枚で、5月以降の年度途中で申請された場合は枚数を月割り（1ヵ月2枚）で交付します。

■対象者

身体障害者手帳1～2級、又は3級の内部障がいと療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方。但し医療機関に入院している方、施設に入所している方は除きます。

■手続きに必要なもの

印鑑（同居する家族に名字が異なる方がいる場合は、その印鑑も持参してください。）身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

■利用できる市町

- 岩見沢地区ハイヤー協会（夕張圏含む）に加盟している会社（岩見沢市、夕張市、栗山町、由仁町、長沼町、南幌町）
- 札幌ハイヤー事業協同組合に加盟している会社（札幌市、江別市、北広島市、石狩市）

※上記の市町でも加盟していない会社は利用できません。

■申請・お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG (☎378～5888)

現在、児童手当を受給している方は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければ、6月分以降の手当が受けられなくなります。

この届出は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。現況届の用紙は個別に郵送しますので、ご確認ください。

なお、公務員の方は、職場での手続きとなります。